



日向市告示第 186 号

公示送達書

令和 8 年 8 月 3 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当収納課 滞納整理係で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 3 / 日

日向市長 西村 賢



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住（居）所	氏名
1	国税徴収法第 131 条に基づく計算書		三樹 稔也
2	国税徴収法第 80 条に基づく通知書		三樹 稔也
3	国税徴収法第 131 条に基づく計算書		三樹 稔也
4	国税徴収法第 80 条に基づく通知書		三樹 稔也
5			
6			
7			
8			
9			
10			

<備考> 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。